

# 公益社団法人 宮崎市郡医師会 宮崎看護専門学校細則

(総 則)

**第1条** 本細則は、宮崎看護専門学校学則（以下「学則」という。）第30条によりこれを定める。

(運営委員会議)

**第2条** 学則第24条第1項による運営委員会規則は別に定める。

(職員会議)

**第3条** 校長は学則第24条第2項による職員会議を開くことができる。

2 職員会議では、入学試験の判定及び成績の評価による単位認定及び卒業等の判定を行い、校長が決定する。

(講師会議)

**第4条** 校長は学則第24条第3項による講師会議を開くことができる。

(実習指導者会議)

**第5条** 校長は学則第24条第4項による実習指導者会議を開くことができる。

(教職員)

**第6条** 学則第23条第2項による教職員に関する事務分掌規程は別に定める。

(授業料等納入金)

**第7条** 入学検定料、入学金、実習費及び授業料の額は次のとおりとし、授業料は、原則として前期分及び後期分のそれぞれ6ヶ月分を指定された期日までに窓口または口座 振込にて一括納入とする。ただし、一括納入出来ない場合は、規定書類を提出し、毎月指定された期日に銀行引落としとする。

- 2 既納の納入金等は、原則として返還しない。
- 3 家計の急変・被災など、特別な事情にある者の支払猶予・減額・免除等については校長が決定する。
- 4 授業料を3ヶ月滞納した者については、特別な事情がある場合を除き除籍とする。
- 5 納入金の滞納により除籍となった者については、全額の納入が確認されるまで復籍を許可しない。
- 6 進級・単位・卒業等の判定日までに授業料の未納がある者については、判定を行わない。
- 7 未納者に対しては、特別な事情にあるものを除き、催促一回につき手数料として1,000円を請求する。
- 8 休学者が学期の途中で復学する場合については、復学月からの授業料を全額徴収とする。
- 9 学期の途中で休学する学生の授業料については、当学期分を全額徴収し、翌学期分より半額とする。
- 10 休学者が学期の途中で復学する場合については、復学月からの授業料を全額徴収とする。
- 11 学期の途中で退学する学生の授業料については、当学期分を全額徴収し、翌学期分より免除とする。
- 12 その他の費用について、必要と認めたときは、学生より徴収することができる。
- 13 各納入金額については、次のとおりとする。

(1) 医療専門課程

入学検定料	28,000円
入 学 金	150,000円
実 習 費	20,000円
授 業 料	33,000円 (月額)

(2) 看護学科

入学検定料	20,000円
入 学 金	180,000円
教科書代	200,000円
授 業 料	35,000円 (月額)
施 設 費	14,000円 (月額)
実 習 費	3,000円 (月額)

(3) 再試験料 1,000円 (1回)

(4) 証明手数料

専門課程

在学証明書	200円
卒業見込証明書	200円
卒業証明書	300円
調査書 (在学時)	500円
(卒業後)	700円
その他の証明書	500円

看護学科 500円 (全ての証明手数料)

(授業科目数、単位数及び授業時間数等)

**第8条** 授業科目、単位数及び授業時間数等は学則第8条のとおりとする。

(学科試験)

**第9条** 学科試験は次により行う。

- (1) 随時試験 (各科目について随時行う。)
- (2) 学期末試験 (各科目について学期末に行う。)

2 前月までの授業料を納入していない者及び当該科目時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。

(実 習)

**第10条** 医療専門課程は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び統合分野の学科履修者のみ、臨地実習計画に沿って実習ができる。

2 看護学科は別に定める単位の取得者のみ、臨地実習計画に沿って実習ができる。

(履修規定)

**第11条** 学則第20条の履修規定は次のとおりとする。

- (1) 試験の採点は、各科目100点を満点とし、その合格点は60点以上とする。
- (2) 学科試験の成績に60点未満の科目のあるものは、その科目について再試験を受けることができる。再試験は60点以上を合格とする。
- (3) やむを得ない理由により学科試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことができる。追試験の成績評価は得点の8割とする。
- (4) 臨地実習の評価は履修時間を満たした者で、実習状況及び提出された諸記録、レポートなどを総合して指導者が各科目100点を満点として評価する。60点に満たない者は再実習とする。
- (5) 試験において不正行為を行った者及び臨地実習において、学生の本分に反する行為があった者に対しては所定の手続きによって、訓戒、謹慎、停学、退学の処置を行う。
- (6) 再試験者、追試験者は定められた試験料を納入後に受験することができる。
- (7) 再実習者は、定められた実習費を納入後に再実習することができる。
- (8) 大学、高等専門学校、養成所等において、本校で規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合は、総取得単位数の2分の1を越えない範囲内で本校における履修に替えることができる。なお、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第一号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の履修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができる。

2 成績評価は次のとおりとする。

成績評価基準	評価
100～80点以上	A
79～70点以上	B
69～60点以上	C
59点以下	D

**第12条** 実習等に関し校長が必要と認めるときは、運営委員会に諮り、その費用を学生より徴収することができる。

2 休学中の学生の授業料は当該学年の半額を徴収する。ただし、特別な事情がある学生については、校長が決定する。

**第13条** 忌引日数は、下記のとおりとする。

1. 配偶者	10日
2. 血 族	
一親等の直系尊属（父母）	7日
同 卑属（子）	7日
二親等の直系尊属（祖父母）	3日
同 卑属（孫）	1日
二親等の傍系者（兄弟・姉妹）	3日
三親等の傍系尊属（おじ・おば）	1日
3. 姻 族	
一親等の直系尊属	3日
同 卑属	1日
二親等の直系尊属	1日
同 傍系者	1日
三親等の傍系尊属	1日

（図書室管理）

**第14条** 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集・保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

2 図書室の利用・図書の貸出は別に定める。

（自己評価）

**第15条** 本校は教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために、自らの点検及び評価（以下自己評価）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の目的を達成するために、点検・評価の項目、実施体制は別にこれを定める。

3 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価「学校関係者評価」を行うことを目指す。

附 則

- 1 この細則を変更しようとするときは、学校運営委員会の決議を経なければならない。
- 2 この細則は、昭和55年4月1日より実施する。

附則（令和6年3月1日第116回運営委員会議案）

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。  
ただし、施行日以前に入学している者については従前の例による。

沿 革

昭和55年4月1日 制定  
平成2年4月1日 一部改正  
平成9年4月1日 一部改正  
平成11年4月1日 一部改正  
平成14年4月1日 一部改正  
平成18年4月1日 一部改正  
平成20年4月1日 一部改正  
平成22年4月1日 一部改正  
平成24年4月1日 一部改正  
平成25年6月12日 一部改正  
平成26年4月1日 一部改正  
平成27年6月27日 一部改正  
平成29年6月2日 一部改正  
平成30年4月1日 一部改正  
平成31年4月1日 一部改正  
令和4年4月1日 一部改正  
令和6年3月1日 一部改正